当たり5,000㎡以上の新設工事を施工した実績を有する（共同企業体の構成員であった実績を有する場合は、出資率20％以上であったものに限る。）。

イ　建設業法の「建築工事業」につき許可を有しての営業年数が５年以上である。

ウ　「建築一式工事」に係る監理技術者を工事現場に配置できる。

⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者の要件　代表者は、「建築一式工事」に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

8　上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記６により申請することができる。この場合、上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

9　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の受注者以外の者にあっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「田浦外⑵倉庫新設等建築その他工事○○○建設・○○○建設・○○○建設建設共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

長浦⑵岸壁整備等工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成 27 年 10 月 23 日

支出負担行為担当官

南関東防衛局長　土本　英樹

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　14

1　工事名　長浦⑵岸壁整備等工事

2　工事場所　神奈川県横須賀市

3　工事概要

【土木工事】

・控え杭矢板式岸壁（幅30～35m　延長約150m）新設

・護岸（セルラーブロック，コンクリートブロック式　延長約60m）新設

・ケーソン基礎撤去　一式

・浚渫工事　約20,000㎥

【建築工事】

・電源室（鉄筋コンクリート造２階建て／延べ面積約650㎡）新設

・器材庫・待機室（鉄骨造平屋建て一部鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積約230㎡）新設

・哨舎（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積約６㎡）新設

4　工期　平成30年１月31日まで。ただし、電源室新設工事及びピット蓋を除く岸壁工事の上部工については平成29年10月31日までとする。

5　競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の交付

⑴　交付期間　平成27年10月23日から平成28年１月21日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前８時から午後10時まで。ただし、金曜日は午後６時まで。

なお、紙による交付は午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までの間を除く。）。

⑵　交付場所　防衛施設建設工事電子入札システムセンターより提供する。ただし、紙による交付は下記のとおり。

〒231－0003　神奈川県横浜市中区北仲通５－57横浜第２合同庁舎13Ｆ　南関東防衛局総務部契約課　ＴＥＬ045－211－7143

⑶　その他　特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。

6　申請書の提出

⑴　提出期間　平成27年10月23日から同年11月13日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

⑵　提出場所　上記５⑵に同じ。

⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出する。

ア　平成27・28年度資格審査申請の際に提出した総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）の写し

イ　共同企業体等調書

ウ　共同企業体協定書の写し

エ　工事経歴書（下記７⑵アの要件を満たす施工実績を記載したもの。）

⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。申請書は、平成27年11月16日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

7　特定建設工事共同企業体としての資格

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３者の組合せとする。

ア　防衛省の建設工事に係る一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）において「土木一式工事」で級別の格付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望している（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けている。）。

イ　防衛省競争参加資格において「土木一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上である。

ウ　申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、南関東防衛局長から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（防経施第5989号。27．４．１）に基づく指名停止を受けていない。

エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でない。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア　平成12年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、海上施工による控え杭矢板式の岸壁若しくは護岸の新設又は改修（ただし、本体構造に係る改修に限る。）を施工した実績を有する（共同企業体の構成員であった実績を有する場合は、出資率20％以上であったものに限る。）。

イ　建設業法の「土木工事業」につき許可を有しての営業年数が５年以上である。

ウ　「土木一式工事」に係る監理技術者を工事現場に配置できる。

⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者の要件　代表者は、「土木一式工事」に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。